

第 165 回愛媛県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 開催日時 令和 5 年 12 月 15 日（金）14：00～15：06
- 2 開催場所 松山市二番町四丁目 6 番地 2
愛媛県水産会館 5 階会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員 岡村重治 白石勝久 本多義雄 垣原登志子 柴田常則
斉藤智子 鈴木貴明 光澤安衣子 畑 啓生
(計 9 名)
 - (2) 県 (農林水産部水産局水産課) 梶田課長 (事務局長)
中島主幹 (事務局次長)
久枝漁業調整係長
(東予地方局水産課) 宇野係長
(東予地方局今治支局水産課) 木原課長
(中予地方局水産課) 伊藤課長
(南予地方局水産課) 若下課長
(南予地方局愛南水産課) 高島課長
(南予地方局八幡浜支局水産課) 八木課長
(計 9 名)
 - (3) 事務局 逢阪書記 滝本書記 莖田書記 篠崎書記
(計 4 名)
 - (4) 傍聴者 1 名
- 4 付議事項
 - (1) 漁業法第 67 条第 1 項の規定に基づく内水面漁場計画の案について（諮問）
【結果】 諮問内容のとおり作成して差し支えない旨答申
 - (2) 漁業法第 73 条第 2 項第 2 号の免許をすべき者の審査基準について（協議）
【結果】 原案のとおり定めて差し支えない旨回答
- 5 報告事項
 - (1) 令和 5 年度全国内水面漁場管理委員会連合会通常総会について
 - (2) 令和 5 年度全国内水面漁場管理委員会連合会西日本ブロック協議会について
- 6 その他

7 議事の内容

1 開会

逢阪書記

それでは、定刻となりましたので、ただいまから、第 165 回愛媛県内水面漁場管理委員会を開催します。

本日は、高田委員が欠席されておりますが、委員定数 10 名のうち、9 名の委員さんが出席されておりますので、愛媛県内水面漁場管理委員会事務規程第 6 条第 1 項の規定により、委員会は成立していることを御報告します。

本日は傍聴の方もお見えですが、傍聴の方は傍聴者名簿に所属、氏名をお書きいただき、傍聴席で静粛に傍聴願います。

また、私語などは慎むとともに、携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードにさせていただくなど、会議の円滑な進行に、御協力をお願いします。

会議に入ります前に、配付資料の確認をさせていただきます。資料は 1 枚ものの委員会次第と内水面漁場管理委員会委員名簿、続きまして上から資料 1 から資料 5 でございます。資料 1 につきましては、資料 1-1、1-2、1-3 が添付されております。皆様、お揃いでしょうか。

それでは、同事務規程第 5 条第 1 項の規定により、これからの会の運営は、岡村会長をお願いいたします。

2 会長挨拶

岡村会長

皆さんこんにちは。

本日は、第 165 回の愛媛県内水面漁場管理委員会の開催について御案内致しましたところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。高田委員以外は、皆さん出席していただいております。

また、日頃から、当委員会の運営に何かとお力添えをいただいておりますことを、改めて、お礼を申し上げます。

本日は、事前に御案内申し上げましたとおり、漁業法第 67 条第 1 項の規定に基づく内水面漁場計画の案についてほか、付議事項が計 2 件、令和 5 年度全国内水面漁場管理委員会連合会西日本ブロック協議会についてほか、報告事項が計 2 件、その他事項が 1 件ございます。

委員の皆様方におかれましては、慎重な御審議と適切な御決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

3 議事録署名人選出

岡村議長

それでは早速ですが、議事に先立ちまして、議事録署名人を選出いたします。本委員会の議事録署名人は、白石委員さんと斉藤委員さんの御両名をお願いいたします。

議事録署名人に選出された両委員さんにおかれましては、後日、議事

録の内容について御確認をお願いいたします。

4 (1) 第1号議案（漁業法第67条第1項の規定に基づく内水面漁場計画の案について）

岡村議長 これより、議事に入ります。第1号議案、漁業法第67条第1項の規定に基づく内水面漁場計画の案についてを議題といたします。事務局から、説明をお願いいたします。

逢阪書記 それでは、資料1の1ページ目を御覧ください。知事からの諮問文を朗読します。

（ 諮問文を朗読 ）

諮問内容の詳細については、水産課から説明します。

逢阪係長 （資料に基づき説明）

5 公聴会

岡村議長 説明が終わりましたので、ここで、一旦、委員会を休会しまして、漁場計画に係る公聴会を開催することといたします。

発言される方は挙手の上、発言の許可を得て、所属、職名、住所及び氏名を告げられてから、御発言をお願いします。

公聴人 （意見なし）

6 委員会再開

岡村議長 御意見もないようですので、以上で、内水面漁場計画に係る公聴会を閉じ、委員会を再開することとします。

これより、第1号議案、漁業法第67条第1項の規定に基づく内水面漁場計画の案についてを審議します。委員の皆様からの御意見をお伺いします。

本多委員 資料1-1の漁業時期について、うなぎの漁業時期が1月1日から12月31日までとなっていますが、9月末からは禁漁になるのでしょうか。

逢阪係長 調整規則や委員会指示において、制限について定められていますが、漁業権としては、従前どおり設定することは可能であり、調整規則や委員会指示において体長等で採捕が制限されます。

岡村議長 漁業権としては、従前どおり設定し、資源保護の観点から、調整規則等で採捕の制限をしているということですね。
他に御意見はありませんか。

委員一同 (意見なし)

岡村議長 特に、御意見もないようですので、お諮りいたします。
第1号議案の漁業法第67条第1項の規定に基づく内水面漁場計画の案についてにつきましては、諮問のとおりの内容で決定して差し支えない旨答申することに、御異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

岡村議長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

7 (2) 第2号議案(漁業法第73条第2項第2号の免許をすべき者の審査基準について)

岡村議長 続きまして、第2号議案、漁業法第73条第2項第2号の免許をすべき者の審査基準についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

逢阪書記 それでは、資料2の1ページを御覧ください。
知事からの協議文を朗読します。
(協議文を朗読)
協議内容の詳細については、水産課から説明します。

逢阪係長 (資料に基づき説明)

岡村議長 説明が終わりましたので、委員の皆さんの御意見をお伺いいたします。

委員一同 (意見なし)

岡村議長 御意見もないようですので、お諮りします。第2号議案の漁業法第73条第2項第2号の免許をすべき者の審査基準につきましては、説明のとおりの内容で決定して差し支えないとする回答をすることに、御異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

岡村議長 異議がないようですので、そのように、決定します。

8 報告事項(1) 令和5年度全国内水面漁場管理委員会連合会通常総会について

岡村議長 以上で、事前にお知らせしておりました付議事項が終わりましたので、次に報告事項に移ります。令和5年度全国内水面漁場管理委員会連合会通常総会についてを報告願います。

莚田書記 (資料に基づき報告)

岡村議長 ありがとうございました。
報告がありましたが、ただいまの報告について、御質問等がございましたら、お伺いします。

委員一同 (意見なし)

9 報告事項(2) 令和5年度全国内水面漁場管理委員会連合会西日本ブロック協議会について

岡村議長 特に御質問がないようでございますので、次に移ります。
令和5年度全国内水面漁場管理委員会連合会西日本ブロック協議会についてを報告願います。

莚田書記 (資料に基づき報告)

岡村議長 私もこの会議に参加させていただきましたが、各県から活発な意見がたくさんでており、全国規模で開催される会議より、今回開催された西日本ブロック会議のほうが、中身のある良い会だったと思います。
また、資料の一番下にある九州大学の教授からの講演ですが、様々な

観点から研究されており、非常によかったです。西日本ブロック会議に初めて参加しましたが、あのような活発な意見がでていた会議はとてもよかったですと思います。

皆さん、何か御意見はありませんか。

委員一同 (意見なし)

岡村議長 特に御質問がないようでございますので、以上で報告事項を終わります。

10 その他

岡村議長 続きまして、その他に移ります。

まず、第5種共同漁業権に係る増殖目標の設定について、事務局から説明をお願いします。

逢阪書記 (資料に基づき説明)

岡村議長 説明が終わりましたが、ただいまの説明について御質問等がございましたら、お伺いいたします。

私も単協の組合長ではございますが、非常に裕福な漁業協同組合も一部あるわけですが、大体の組合は四苦八苦しているのが現状だと思います。

以前に比べると、組合員の高齢化、河川環境の悪化もあり、非常に厳しい状況にあるのが、今の愛媛県の内水面産業だと思います。

これは、愛媛県だけでなく全国的な問題と思いますが、皆さん、何か御意見はありませんか。

畑委員 愛媛大学の畑でございます。

うなぎについて、稚魚放流が資源量を増加させることはほとんどないということが明らかになってきましたが、一方で堰堤を取り除けば、どれだけ増加するかという予測も出てきております。実際に堰堤を取り除くのは難しいと思いますが、人工的な魚道を作ればどれぐらい増加するか予測はできますので、そのような手立てを検討するのもいいかと思っております。

この資料は水産庁が出している、川にいるウナギを増やすためにとという資料ですが、愛媛大学の私どももメンバーに入っておりまして、皆さんの御協力のおかげで、調査させていただいているデータも入っておりますので、また御覧いただければ幸いです。

岡村議長 各河川に魚道はいくつかあると思いますが、その魚道は3～40年前に作られた魚道です。個人的な意見ですが、3～40年前に作られた魚道は魚が上がらないです。

こういった意見を県の単独事業等で、検証していく必要があると思います。

畑委員 鹿児島県の取り組みでは簡易魚道というものも使っておりまして、金網を堰堤に這わせて設置しています。うなぎやもくずがにはこれで上がれるということが実証されておりますので、簡易魚道でも効果はあると思われまます。

斉藤委員 それに関連してなんですが、うなぎの重量や尾数が計画目標に関わってくる時に、魚道を整備してその尾数を目指すようになってきますよね。

その書き方として、尾数等とこちらの権限でできない魚道の整備をどのように目標に書いていけばいいのでしょうか。

逢阪係長 あくまで目標としては、数値を示さなければなりませんので、今後削減が承認されるようであれば、一旦は減らした数値を記載していただくようになります。

その上で、放流に代わるような増殖効果のある別の取り組みをされる場合は、委員会の場で、数値としては達成していないものの、放流に代わる取り組みも報告していただいたうえで、委員会で検討していきたいと考えております。

岡村議長 増殖目標はあくまで尾数や重量を数値として記載するようになりますが、このように環境を改善して魚を遡上させるようにすることも必要になると思います。

斉藤委員 金網を設置して、簡易魚道を作る場合は何か許可が必要なのでしょうか。

逢阪係長 河川の話になってきますので、この委員会の場で決めるというわけではなく、法律等に基づいて管理者の許可を得るなど、適切な対応を取っていただくようになります。

斉藤委員 簡易魚道は、うなぎやもくずがに以外の魚種にも効果があると思ひ

ますので、ぜひ広まってほしいと思います。

岡村議長 他に御意見はありませんか。

白石委員 漁業協同組合において遊漁券を売らないと収入はないと思います。あゆにおいて最もよく釣れるのは解禁日なので、それに合わせて放流をしますが、どこを見てもカワウがいます。そのため、成魚に近いかなり大きいサイズのあゆを放流していますが、カワウがいる河川はかなり深刻な状況になっています。

これからは、各組合が協力して何か対策をしていく必要があると思います。

岡村議長 白石委員が言われたとおり、深刻な状況になっています。それ以外にも、愛媛県は肱川を除き、年中水が流れていない川となっています。そういう問題も一因として挙げられると思います。

光澤委員 今年は特にダムの水が少ないように感じます。ダムに関係なく、愛媛県は昔から瀬切れを起こす川があったみたいです。

本多委員 昔から水は少なかったですが、気候変動の影響もあって最近は更に水が減ってきています。

光澤委員 環境面の変化も大きく関わってきていると思いますので、稚魚放流以外の取り組みもとても重要だと思います。

岡村議長 他に意見はありませんか。

逢阪係長 当委員会の考え方として、この方向性で3月に向けて検討していくということよろしいでしょうか。

岡村議長 みなさんいいですね。
よろしくお願いします。

本多委員 ちなみにこの放流目標を改定したのはいつでしたか。

逢阪係長 平成31年です。

岡村議長　本日協議した内容で、これから検討していくということですので、皆さん、よろしくお願いいたします。

本多委員　なかなか厳しい組合も多く、放流目標に達成していない組合も出てきています。カワウ対策で捕食されにくい大きい稚魚を放流しているのので、放流尾数が減ってきている現状だと思います。

岡村議長　はい、ありがとうございました。
特に御質問がないようでございますので、県、その他事務局から、何かお知らせすることはありませんか。

逢阪係長　次回委員会のスケジュールですが、次回の委員会については、来年3月下旬に開催することとしております。議案については、漁業の免許、遊漁規則の認可、増殖目標の設定及びコイの持ち出し等の制限に関する委員会指示等の発出を予定しております。

11 閉会

岡村議長　それでは、以上で、予定しておりました全ての議題が終了しましたので、本日の委員会を閉じさせていただきます。
御協力ありがとうございました。

15時06分 閉会